

国民の保護に関する群馬県計画

新旧対照表

(令和8年3月修正)

- ※ 誤字脱字の修正、書式の変更等の内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
- ※ 表の「頁」は修正前の頁を記載しています

頁	修正前	修正後
13	<p>県外へ結ぶ主な鉄道は、大宮駅と高崎駅を結ぶ高崎線、八王子駅と倉賀野駅を結ぶ八高線、高崎駅と宮内駅（長岡市）を結ぶ上越線、小山駅と新前橋駅を結ぶ両毛線、浅草駅と伊勢崎駅を結ぶ東武伊勢崎線、東武動物公園駅と東武日光駅を結ぶ東武日光線が通っています。</p> <p>群馬県の1世帯あたり自動車保有台数は <u>2.09</u> 台で全国第 <u>5</u> 位（令和 <u>3</u> 年3月31日現在）、県人口に対する免許取得率は <u>72.1</u>% で全国第2位（令和 <u>4</u> 年4月30日現在）と自家用車が主要な交通機関となっています。</p> <p>一方、県内の公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和40～45年頃と比べると、一般乗合バスでは約19分の1に、鉄道でも約2分の1まで減少してきており、輸送能力の低下が心配されています。</p> <p>(3) 施設 (略)</p> <p>また、県内には原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 <u>量子技術基盤研究部門</u> 高崎量子 <u>応用</u> 研究所が設置されるとともに、令和 <u>5</u> 年4月1日現在で生活関連等施設に指定されている消防法上の危険物質を取り扱う施設は6カ所、毒劇物取扱施設は <u>64</u> カ所あります。</p>	<p>県外へ結ぶ主な鉄道は、大宮駅と高崎駅を結ぶ高崎線、八王子駅と倉賀野駅を結ぶ八高線、高崎駅と宮内駅（長岡市）を結ぶ上越線、小山駅と新前橋駅を結ぶ両毛線、浅草駅と伊勢崎駅を結ぶ東武伊勢崎線、東武動物公園駅と東武日光駅を結ぶ東武日光線が通っています。</p> <p>群馬県の1世帯あたり自動車保有台数は <u>2.08</u> 台で全国第 <u>6</u> 位（令和 <u>5</u> 年3月31日現在）、県人口に対する免許取得率は <u>71.89</u>% で全国第2位（令和 <u>6</u> 年4月30日現在）と自家用車が主要な交通機関となっています。</p> <p>一方、県内の公共交通機関は、利用者が最も多かった昭和40～45年頃と比べると、一般乗合バスでは約19分の1に、鉄道でも約2分の1まで減少してきており、輸送能力の低下が心配されています。</p> <p>(3) 施設 (略)</p> <p>また、県内には原子力発電所は存在しませんが、放射性同位元素などを使用している国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子 <u>技術基盤</u> 研究所が設置されるとともに、令和 <u>7</u> 年4月1日現在で生活関連等施設に指定されている消防法上の危険物質を取り扱う施設は6カ所、毒劇物取扱施設は <u>66</u> カ所あります。</p>
26	<p>第4節 通信手段の確保 (略)</p>	<p>第4節 通信手段の確保 (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 管理が必要な既存の通信機器 (略) ク 災害時優先電話の指定 東日本電信電話 (株) 群馬支店等各電話通信会社から指定を受けている災害時優先電話</p>	<p>(2) 管理が必要な既存の通信機器 (略) ク 災害時優先電話の指定 NTT東日本 (株) 群馬支店等各電話通信会社から指定を受けている災害時優先電話</p>
26	<p>脚注 12 <u>(9機関)・・・関東管区警察局群馬県情報通信部、国土交通省関東地方整備局、群馬県、東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社、前橋市、前橋市消防局、館林地区消防組合、吾妻広域町村圏振興整備組合及び高崎市・安中市消防組合の各機関。</u></p>	<p>(削除)</p>
27	<p>脚注 13 通信の多ルート化・・・災害時の通信を確保するため、複数の通信手段を備えるもので、群馬県においては、防災行政無線について、地上系根幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を行った。</p>	<p>脚注 12 通信の多ルート化・・・災害時の通信を確保するため、複数の通信手段を備えるもので、群馬県においては、防災行政無線について、地上系根幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を行った。</p>
27	<p>脚注 14 同報系・・・市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民等へ災害情報を一斉通報する装置。</p>	<p>脚注 13 同報系・・・市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民等へ災害情報を一斉通報する装置。</p>
28	<p>脚注 15 大規模集客等施設・・・総務省消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。</p>	<p>脚注 14 大規模集客等施設・・・総務省消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設。</p>
37	<p>第6節 県警察の役割 (略) 3 緊急通行車両に係る確認手続</p>	<p>第6節 県警察の役割 (略) 3 緊急通行車両に係る確認手続</p>

頁	修正前	修正後
	<p>県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>事前届出・確認制度を整備することとします。</u></p>	<p>県警察は、武力攻撃やテロの発生などに備え、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく、緊急通行車両の確認体制を整備することとします。</u></p>
45	<p>脚注 16 県対策本部員・・・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に規定された、本部長を含む構成員。</p>	<p>脚注 15 県対策本部員・・・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に規定された、本部長を含む構成員。</p>
48	<p>脚注 17 県対策本部連絡員・・・関係機関から必要な情報を得たり、連絡調整を行う自衛隊や指定地方行政機関の職員。</p>	<p>脚注 16 県対策本部連絡員・・・関係機関から必要な情報を得たり、連絡調整を行う自衛隊や指定地方行政機関の職員。</p>
49	<p>脚注 18 L GWAN・・・総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。政府共通ネットワークとの接続により国の各府省との間の情報交換も行える。</p>	<p>脚注 17 L GWAN・・・総合行政ネットワークの略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。政府共通ネットワークとの接続により国の各府省との間の情報交換も行える。</p>
50	<p>脚注 19 現地関係機関・・・都道府県、市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関。</p>	<p>脚注 18 現地関係機関・・・都道府県、市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関。</p>
56	<p>脚注 20 防衛出動・・・国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。 治安出動・・・内閣総理大臣の命令により、治安維持のために自衛隊が出動すること。</p>	<p>脚注 19 防衛出動・・・国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。 治安出動・・・内閣総理大臣の命令により、治安維持のために自衛隊が出動すること。</p>

頁	修正前	修正後
80	<p>脚注 21</p> <p>トリアージ・・・災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を付け、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。</p>	<p>脚注 20</p> <p>トリアージ・・・災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を付け、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。</p>